

ミライロIDの概要

1 ミライロIDとは

- ・運用会社：(株)ミライロ
- ・運用開始：令和元年7月
- ・概要：障がい者手帳の情報をアプリ上で管理し、画面を表示することにより、障がい者割引等を受けられる
- ・利用料：無料
- ・登録情報：障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の情報、福祉機器の使用、求めるサポートの内容



2 事業者におけるミライロID活用の流れ

- ・仮登録（入力したメールアドレスへの申し込みフォームのリンク送付）→情報入力（申し込みフォームへの必要事項の入力）→活用開始
- ・活用費用：無料

3 障害者手帳の課題 ※(株)ミライロの説明

- ・プライバシー（写真や名前、住所が記載され、情報開示のたびに心理的負担あり）
- ・経年劣化（原則、更新の必要がないため、劣化が著しいものは情報の確認が困難）
- ・事業者の確認負担（手帳の規格は265種類あり、正しい判別に時間を要する）

4 ミライロIDを利用する効果 ※(株)ミライロの説明

- ・サービスアップ（利用者は障害者手帳を出すことなく、支払いや手続きが可能）
- ・セキュリティアップ（偽造された障がい者手帳の利用など、心無い不正の防止が可能）
- ・コストダウン（障害者手帳の判別が容易になり、現場の負担を減らすことが可能）

5 ミライロIDの不正利用の防止 ※(株)ミライロの説明

- ・SNS認証（個人の電話番号に紐づけることによる本人認証）
- ・パスワード（4桁の暗証番号もしくは指紋認証によるログイン）
- ・不正利用の防止（個人紛失時はサポートセンターの遠隔操作で利用停止）
- ・マイナポータルとの連携（利用者が同アプリとマイナンバーを紐づけることで、自治体が保有する情報（マイナポータルAPI）と連携可能となり、不正防止が図られる。）
※マイナポータルとの連携は必須ではないため、利用者の判断で行われる。
- ・利用者の手帳情報登録時には、手帳情報を画像で取り込んだうえで、(株)ミライロが形式・顔写真・有効期限等をAIで自動判別し、目視による確認も行っている。（顔写真がないものは登録できない）
- ・スクリーンショットでの利用を防止するため、画面に動的処理がなされている。

6 これまでの経緯等

- ・令和4年6月議会において、澄川議員（公明・岐阜市）から、ミライロIDの県有施設での活用についての一般質問があり、本人確認の簡素化につながる技術の一つであるミライロIDの活用を検討する旨、答弁。
- ・先行して実施していた他県調査では、10府県ですでに活用されていた。
- ・本県の身体障害者福祉手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれも写真付きであり、ミライロIDの導入は可能。
- ・ミライロIDの活用により、利用者の利便性が高まり、障がいのある方の外出機会の増加や余暇活動の充実など、社会参加の促進につながることを期待される。
- ・国においても、ミライロIDの活用を後押ししている。
- ・障がい者団体にご意見を伺ったところ、活用すること自体を否定する意見はなかった。

【参考 他県の導入状況について】

○ 他県の導入状況の調査結果

<都道府県に対する調査結果（R4.1～2 岐阜県調査）※2/14 現在>

- ・導入済 10府県（茨城県、埼玉県、新潟県、石川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、熊本県）
- ・導入予定 3県（福井県、静岡県、奈良県）※調査時点で奈良県は導入予定とされている
- ・導入検討 7県（群馬県、富山県、山梨県、和歌山県、広島県、愛媛県、佐賀県）
- ・導入検討なし 11都府県（青森県、岩手県、秋田県、山形県、東京都、京都府、山口県、徳島県、福岡県、長崎県、大分県）

○ 他県調査の分析

- ・愛知県、三重県など10府県が導入
- ・導入のメリットとして、利用者にとって、手帳を持ち歩かないことによる利便性の向上、選択肢の増加、利用に際してのプライバシー保護、手帳の提示による煩雑さの解消や心理的不安の軽減。また、非接触による手続き、確認の手間の軽減等あり
- ・一方、導入時の課題として、アプリに登録された内容の信ぴょう性や偽造の可能性があることによる各施設の不安、マイIDの信頼性の確認、手帳の確認を原本以外で行うことの可否の整理のほか、県有施設所管課との調整、説明会の開催、導入依頼通知の発出等を行った
- ・また、導入のデメリットとして、施設職員への周知、マイナンバー連携に基づかない形式確認によるアプリ情報の利用者による虚偽申請のリスク、アプリの内容の信ぴょう性や虚偽の可能性についての不安、情報漏洩のリスク、手帳の内容が全て表示できない等あり
- ・マイナンバー連携として、2手帳（身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳）又は3手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）と連携しているとの回答はあったものの、減免の必須条件としていないとのこと。
- ・周知方法として、都道府県、各施設、マイIDのHP、福祉ガイドブックへの掲載、関係団体及び市町村への周知を行った
- ・規定整理として、各施設管理者（所管課）での減免規定の整理、マイIDが利用可能である旨HPで公表